

第7回 本人確認情報保護審議会 議事録(2003.6.23)

出席委員

不破会長、櫻井委員、佐藤委員、清水委員、中澤委員、吉田委員

県出席者

田中知事、宮尾総務部長、田山企画局長、西泉市町村課長、岡部住基ネット対応チームリーダー、久保田文書学事課長、松林情報政策課長 ほか

事務局：

それでは出席委員の皆さまおそろいでございますので、ただ今から第7回長野県本人確認情報保護審議会を開催いたします。本日は田中知事が所用のため1時30分過ぎからの出席とさせていただきますので、早速、審議事項に入らせていただきたいと思います。それでは、不破会長に進行のほうをよろしく願います。

不破会長：

はい。本日は大変お忙しいところをありがとうございます。また前回の審議会以降、各委員にはいろいろところで説明会等出席いただきましてどうもありがとうございました。

それでは、審議事項に入らせていただきます。本日は午後3時ごろを終了目途といたしておりますので協力のほどよろしく願います。本日は先ほどお話がありましたとおり、知事が途中からの出席となるため、審議事項の順番をまず変えさせていただきます。審議事項の2番「市町村における庁内ネットワークの現状について」から始めさせていただきます。それでは、2につきまして情報政策課のよりご報告をお願いいたします。

松林情報政策課長：

はい。それでは資料2から情報政策課としての説明をさせていただきます。

この資料2につきましては、「市町村における庁内ネットワークの現状について」ということで、今まで27の自治体が、これが住基ネットシステムとそれからインターネット接続のある庁内LANと接続されていたという、この27の自治体を対象としまして、その後の再チェック、現状確認をすると共にセキュリティレベルの向上について助言を行ったものでございます。なお、出席者につきましては、これは市町村の出席者ということでございますけれども、庁内ネットワークの管理担当課、それから住基ネットの担当課職員、そのほかに現場の実態をできるだけ知ってもらうということで、可能な限り自治体の首長、もしくは助役さんに出席をいただいたということで、約6割の首長さん、もしくは助役さんが出席されたということでございます。再チェックを行った日でございますが、ここに記載のとおり6月4日から19日までということで延べ7日間にわたって27の自治体を現地で再チェックをさせていただきました。その際、助言内容につきましてはここに記載してはございますけれども、セキュリティレベルの向上の観点からインターネットとの接続を分離するというにつきまして助言をさせていただきました。具体的に言いますと、ここに書いてございますインターネットの接続の危険性、それからファイアウォールの脆弱性、それから人為的な面がございますので、そういったセキュリティポリシーの策定について促してきたということでございます。27の自治体の現況につきましては、別紙、その次のページをお開きいただきたいと思いますけれども、これが6月20日現在、先週の金曜日段階で

まとめた状況でございます。全部で27のうちカテゴリーが5つに分かれております。一番上の8つのカテゴリーでございますが、これはもう分離をするという方針を決めて、なおかつ時期を明言したところでございます。これが8つでございます。それから、その次の9番から16番でございますが、これはもう分離する方針ということは検討しているわけでございますけれども、具体的に時期がまだ定まっていないうものが8つでございます。この時期が未定という理由というものは後でちょっとまた細かく触れさせていただきますけれども、財政面での、どれだけ予算が掛かるか、そのへんを検討しているために時期が未定であるというものでございます。それから17番から21番まで、これが5つでございますが、これは方針がまだ未定であるというところでございまして、その理由としましては、1つは県の方針がまだ示されていないのでなかなか予算が困難であるといったようなもの。それから、検討委員会を設けて検討中であると、こういったようなものがございます。それから22番、23番、これにつきましては、当面分離の予定はないと答えたのが2団体でございます。それから24から27、これは實際上、これは自己申告で120の市町村に対して照会をしたわけでございますけれども、実際接続していると、こういうふうに丸をしてきたところでございますが、我々が現地に行って確認したところ、実は情報系とそれから基幹系とは実際には分離されておりました。したがって、インターネットには接続していないという現状がわかったわけでございますが、この庁内LANというものを、いわゆるインターネットとの接続のあるものと、それから接続ないものと、両方を含んでいるというふうに解釈をしたためにインターネットとの物理的な接続はありと、こういうふうに回答してきたものが4カ所でございます。したがって、27を調べたところ、実際にインターネットに接続されていたものが23ということになりました。主なものをちょっとご紹介していきたいと思っておりますけれども、分離決定、これ8つでございます。23でとらえますと全体の35%ということでございますけれども、このAというものはですね、AとBと接続形態について分けてございますが、Aというのは基幹系と情報系の2系統がございまして、それをファイアウォールで接続をして、その情報系がインターネットに接続されている、こういうパターンでございます。これがAというふうに接続形態で分類されております。それからBというのは基幹系と情報系が同一のLAN上に構築されていて、それがインターネットに接続されているもの。これがBでございます。Aが全体の27のうち11、それからBが27のうち12ということでございます。分離決定のところにしましては、ほとんどAのパターンが多うございます。例えば一番上の1番でございますけれども、これは既に6月議会に予算を提出して7月に分離をしていこうと。もともとセキュリティを向上させたいと考えていたのでよい機会となったと、こういったもの。それからあと8月、9月、それから自治体によりましてはほかの事業と併せてですね、12月に分離をしていきたいと、こういう回答をしているところもございます。それから8番でございますけれども、これはもうBパターンでございます。Bパターンは庁内LANの中の基幹系と情報系が一緒になっている関係で非常に分離するのがなかなか難しいと、お金も掛かるということで、なかなかスムーズにすぐ分離をしていこうと、こういうのはなかなかAに比べますと困難な要素もございまして、8番につきましては今年度中に分離をしていこうと。現在、業者から見積もりを取っていると、こういう段階でございます。それから9番から16番、これは先ほど言いました、分離する方針であるけれども時期が未定であると。予算面等の関係で時期が未定であるというものが、やはりこれも8つで35%でございます。これは上の9番から11番がAパターン、それから12番から16番がBパターンということで、Aパターンのほうは、やはりインターネットと分離することによりまして、今まで使っていた端末がやはり切り分けなきゃいけない。従って利便性をどういうふうに確保していくか、そういった具体的な検討をしているという段階でございます。それから12番から16番のBパターンについては、やはり今

まで混然一体としていたものを2つに分けるということで、やはりパソコンが非常に増える可能性があるということで、そのための財源確保、それから新たなネットワークの構築のための費用、こういったものをどういうふうにしていったらいいのか、そこらへんを検討してるというものが大半でございます。それから17番から21番、これは方針が未定というものが5つ、約20%ほどございますけれども、これはほとんどがBパターンでございまして、17番から20番まですべてBパターンです。このBパターンのものにつきましては非常に、先ほど言いましたようにお金が掛かるということで、そのお金を、財源を確保するためには県が早めに方針を出してもらわないとなかなか先が見えずに難しいというようなもの。それから21番のAパターンにつきましては1つございますけれども、これはL3スイッチというかたちでの分離をしていたわけですが、今回、報告書の中でL3スイッチというものもやはり危険であるということで、今まではこれは安全だという認識だったんだけれども、報告書でそういう危険であるということ指摘されましたので、それについて検討しているという段階でございます。それから22、23、これ分離予定なしというものでございますが、これはそれでいいのですかということに対しては、ファイアウォールをより監視を強化していくと、これはログの管理をきちんとやっていくとかですね、それから問題発生時には一時的な切断により対応していくというようなかたちでセキュリティを確保していくというふうに述べたのが2つございました。23までの接続しているものにつきましては、そのうち約7割が分離の時期は明確ではございませんけれども、分離の方向で検討をしているという結果が6月20日現在で明らかになりました。あと分離予定なし、それから方針未定のところにつきましては、これは1番でまた後でご説明あると思いますけれども、首長さん、それから担当者に対する説明をよりきちんとやっていく必要があるのではなからうかというふうに感じております。以上です。

不破会長：

はい、どうもありがとうございました。この点について確認をさせていただきたいんですけども、県は27団体を回られる中で、ファイアウォールがあるだけではセキュリティ上不安があるということで説明をして回られたということによろしいでしょうか。

松林情報政策課長：

はい。それは先ほど冒頭にも申し上げましたとおり、ファイアウォールの脆弱性についてはですね、きちんと説明をしてきております。

不破会長：

その意味で、ファイアウォールだけでは危ないということを理解されたのが全体の7割だと。そのうちの半分は分離についても具体的な時期も含めて決定をしておられて、残りの半分は予算の措置等の検討をしておられるということですね。あと7団体のうち5団体は、これはいってみれば、本当にファイアウォールだけで守れないのかということ疑問に思っておられると。だからこれについては、私も今呼び掛けております実験等を含めてちゃんと検証する必要があるがこの委員会側にもあろうかと思えます。それからあと2団体で、ちょっとその点を聞きたいんですけども、ファイアウォール監視強化をやる予定だと。それは何が監視強化というと設定を把握して、つまりファイアウォールでどんなことをやっているのかということを知って、ログを管理しますと、どんなことがあったのかって管理をします。逆に言いますと、これまではファイアウォールの設定を知らなかったということなんでしょうか。この

2 団体については。

松林情報政策課長：

知らなかったっていうことではないと思います。かなりこの中では自信を持ってファイアウォールについて管理してきたという認識を持っているところではございました。ただ、やはり今まで国の基準によると、これは一応認められていたということだったので、急に、5月28日に審議会からのそういう報告書が出てちょっと戸惑ってるっていうのが実態だと思います。したがって、これは先ほど申し上げましたけれども、直接まだ首長さんの審議会の見解をですね、報告書は当然ホームページで見ていると思いますけれども、これを直接審議会の委員さんから説明を受けたりですね、する機会がまだないということではございますので、周知徹底する機会が必要ではなかろうかと、このように感じております。

不破会長：

もう一度この文章だけを読むとですね、ちょっとニュアンスが違ってきまして、ファイアウォールについて、今まではどんな設定になるのかははっきりはわかっていなかったのをごをちゃんと調べますよと。それからどんなアタックがあったのかというログもこれからは見るようにしますよというふうに読めてしまうんですけども、少しニュアンスが違うということでしょうか。

松林情報政策課長：

このファイアウォール自体について厳密な面での管理といえますか、いったん設定しておいて、具体的なログの管理までは今までは正直なところやっていなかったというふうに思われます。それをファイアウォールをもう少しきちんと管理していくと、こういうことではございます。

不破会長：

わかりました。あとこの点につきまして、これを補足する意味で佐藤委員のほうから資料が出されておりますけれども、佐藤さん、今これについて簡単にご報告いただけますでしょうか。

佐藤委員：

はい。

不破会長：

資料番号は振っておりませんが、佐藤委員の出された資料は、これは総務省のホームページに載っている資料ということですけども、平成15年5月12日の点検結果というものでございます。

佐藤委員：

それでは、少し、国のほうで私どもと同じような実態調査をした経過が住基ネットのホームページのほうに出ておりますので、その資料を今日持ってまいりました。私も県内の調査をしましたが、国は国で同じような調査をしてる、その実態がどうなってるかということに関して整理した情報でございますが、1ページ目に全体のことが書いてありますけれども、要約しますと、いろんなレベルがあるんですけど、全体的に1割ぐらいの市町村においてはいろんな意味で体制等ですね、整備が不十分であるということではございます。これを受けて改めて、一番最後のところでございますが、都道府県を通じて市町

村に対して技術指導を行って、7月上旬を目途にセキュリティ対策の実施状況について報告を求め、2次稼働までに適切な管理運営の徹底を図る予定とあります。もし市町村課のほうでおわかりになったら教えてもらいたいと思いますけども、改めてどのような技術指導が国のほうから出たのか。それから、2次稼働までの間に管理運営の徹底を図ると言ってるんですけども、その調査結果として不十分なところがあった場合にどういう指導をされようとしてるのか、後でもし情報がありましたらお願いします。それでこのレポートについてですね、これはホームページをまたご覧いただきたいと思いますが、ポイントのところはいくつもあるんですけども、基本的に我々が調査をしたのと同じようなですね、運用管理上の問題点っていうのは全部ここに出ております。見るとですね、非常にあきれてしまうといいますが、これがやはり実態なんだと。国は基本的にこういうことをやりなさいと。こういうことをやった上で住基ネットは安全だろう。たぶんそう言ってるんだと思うんです。ですからシステムを作っただけでは駄目で、それを実際に運用管理をここに指導されたような状態までもっていった上で、初めて住基ネットは安全だということを国は言わんとしてると思うんですが、通達を出しただけでは現場は改善されないわけで、現場がそれに応じてどれだけの体制をとったかということ、これは国自らが調査をしてまとめたものでございますが、ぞっとするような内容もいっぱい出ております。時間の関係から駆け足でちょっとポイントだけ申し上げますけれども、4ページ目のところにですね、回答は基本的に3つであります。回答3っていうのはちゃんと運用してると、2はですね、一応手続きは作ってあるけども現実的には運用してないということです。運用してれば3になりますから。回答1は何も整備してない。対応してないっていうことです。そうしますとパッと見てきますけど、セキュリティ会議とかいうものやってますかっていったら全体の4分の1しかやってないとかですね、5-1、緊急時の対応計画を整備してますかっていったら半分が整備してないと。次のページにいきまして、5ページ目のところで、電子計算機及びディスク等を専用の部屋に設置しなさいって言ってますけども、3分の2はやってます。4分の3はやってますがやってないところがある。あるいはやっても7-3のように、鍵またはカードにより入室者が正当な権限を保有していることを確認していますかっていったら6割しかしてない。ずっとありますけども、システム管理面ではOSのユーザーIDの管理はちゃんとやってますかっていったら、回答1のところ、2割ぐらいのところはですね、ほとんどやってないと。それから、OSのパスワードをマニュアルに書いてるなんていうところもあります。それから、容易に推測されるパスワードを使っていないがノーですから、簡単にパスワードもわかってしまうものを容易にしていると。それから次のページで、OSに対するログオンの失敗、要は不正アタックがあったときの状況をちゃんと管理してますかっていったら、ほとんど記録していない。それから、何回間違えたら途中でもうそれ以上受け付けないような仕掛けを入れてますかっていったら、半分はしてない。その他いっぱいあるんですけど、この16-1に操作者識別カード、オペレーターカードですね、これの運用管理に関してはですね、何と本来ならば16-1から、その下ですね、個人ごとにちゃんと管理をして他人には渡さない、適正に管理してるかちゃんと検査をする、有効期限を設定する、それからパスワードをマニュアルに記入しない。これ100%やって当たり前なんですけど、現実的には回答3のところを見ますとですね、6割か7割、ひどいものは2割しかこの運用をしてないっていうことです。つまり、こういう指示をちゃんとやった上でこのネットワークはある程度のセキュリティが保てますよということで、国はたぶん安全性についてそれなりの仕掛けを作ったんだと言ってるんだと思うんですけど、現実的にはこういうように現場はついていってないというのがこの実態でございます。IDカードをせっかく作ってもですね、半分はちゃんと運営してないという実態ですね。それから次のページで、7ページ目のところの20ぐらいのところにありますけど、ネットワークの構成図自体を最新の状態に更新してな

いと。自分たちがどうなってるかもわからない。構成機器、ソフトは台帳記録を作成しているのは半分しかありません。それから、台帳と現況が一致してることを確認しているのも半分しかない。登録されていない機械を使用していないっていうのに対してノーっていうものがあるってことは、もしかしたら違うものは使ってるかもしれないっていうことを10%以上のところがそういうことを運営してる可能性があると言ってるわけですね。ちょっと、これ全部申し上げませんが、非常にですね、我々は現場を見た中でも相当問題あると思いましたがけれども、日本中の中でやはり2割、これ1割というような、大ざっぱな上で1割って言うてますけども、実際にはですね、個々の項目を見ていくと3割、4割ぐらいがですね、非常に危ない運用をしている。例えば、8ページの真ん中、31の1にですね、必要のない本人確認情報の検索を行っていないと、これ100%のはずなんです。本来は。ところが64%って、これどういうことを意味するのか。それから、大量データ出力の際に責任者の事前承認を得ているというのは半分しかない。あとはどうなってますかと。こういうのが実態として出てきました。そのほかにも、9ページにもですね、これは基本的には自治体は自分でやる、いわゆる体力とか技術力がありませんから、委託業者にかなり依存してるところがあります。委託業者との関係、それから再委託の関係、どういうふうに把握されてますかっていうのが9ページの38からあるんですけども、半分ぐらいですね、そういうちゃんと管理をしてるというふうに答えてるのが。もう再委託になるとほとんど3割、4割になってしまうということでもあります。それで、私どもはこういう運用管理の問題を長野県内の調査だけでも問題にしましたが、国の全体でもこういうことはある。それでさらには一番私ども今回問題にしたのは、ネットワークが物理的にどうなってるかということの問題にしたわけですが、10ページ目のところですね。いわゆる既設ネットワークとの接続、これが市内LANとかですね、情報系とか、そういうものとどういふふうにネットワークがつながってますかということに対する状態の把握だと思います。驚くことにことですね、一番最初に既設ネットワークとコミュニケーションサーバを物理的に分離している。してないところが10%あるっていうことなんです。これは全国で一体何百っていうところがCSサーバと住民台帳のシステムを同じネットワークで運営してるっていうことなんです。本来これはあり得ない話ですね。CSサーバは前面にあって、そしてファイアウォールを通して、そして既設のネットワーク、住民台帳のネットワークとつながるといのが原則だったはずなんですけども、そのファイアウォールすらなくて、既設のネットワーク、つまり従来からの既存の住基のネットワーク、それとCSサーバが同じネットにあるというふうに答えた人が10%あるっていうことなんです。これはちょっと信じられない数字なんですけども、回答した人も間違えてるのかどうかわかりませんが、これは非常に大きな問題だろうと思います。それからファイアウォール、先ほどもですね、県のほうの調査でファイアウォールの監視強化をする、設定の確認、ログの管理と言ってますが、じゃあどのくらいログを管理してますかっていう実態です。10ページの42-4です。ファイアウォールのアクセスログを保存しているというのが全体の半分、半分は保存していない。保存していてもそれをチェックできる人はどのくらいいますか。3割です。全体では3割の人しかアクセスログのチェックはしてないんですよ。ファイアウォールがあっても、ログというのは不正アタックがされたものを記録しますから、それを常時見なきゃだめなんです。1週間に1回見ても駄目なんですね。そういうようなものをログを取ってるからいいんだと。取ってるならまだいいんですね。保存してないってことは取ってないっていうこと。基本的には取ってないと同じことですけど。それから、取っていても見ていないと。これは3割、2割ですね。ですから、万が一ファイアウォールが完ぺきっていうか、ファイアウォールがあればいいんだという信頼もないんですけども、入れたって入れただけではだめで、それをいかに運営管理するかっていうことが重要なんですけども、実態としては3割、4割、やってるのは35%ですから、あ

とはファイアウォールのログすらも見てないんです。実際に誰が見ますかというところは技術的な問題になりますから、ほとんど地方公共団体の自治体の職員の方がログの管理をちゃんとやるには相当のスキルがいります。従って、それは委託業者に任せるケースが多いと思います。じゃあ、委託業者がリアルタイムにログのチェックをどこまでやってますかというところが問題になるわけです。どうもそういうところをですね、アタックされた瞬間をちゃんと認識するような仕掛けにはなってないというのがこれから読み取れます。それから45 1、インターネットの接続を行っていないというのが12%。ノーですから、12%はインターネットにつながってますよということですね。そして、インターネットに接続する場合はファイアウォールを設置して厳重な通信制御を行っているというはずなんですが、3.7%はそういうことをやってないということになりますから、これは3,000いくつかの3.7%、日本中で100団体以上が、ある意味においてはインターネットにそのままつながって、長野県だけではなくて、100以上のところから何らかのかたちで入ってこれる可能性をこれはあるということを示してますね。それから、市内LANにインターネットからアクセス可能な公開サーバを設置していないというのが、ノーっていうのが5.6。あるいは設置していてパッチを当ててない、つまりセキュリティホールが山ほど次から次へと出てくんですが、そういうものを当ててないのが4.6、4%か5%っていうのは数は少ないかもしれませんが、全体で見ると3,000とか4,000からすると、やっぱり何百という数になるわけです。そういうところが基本的には狙われる可能性があるということを示してます。ダイヤルアップ接続は、45 7なんですが、私どもこれはこの内容を指摘しましたが、よそから、いわゆるコンシューマで入ってくる。その場合に、いったん入ってきたら掛け直して、相手に対して正しく本人かどうかを確認をする。あるいは、相手が誰かということをしてIDやパスワードだけではなくて電話番号で確認をするという発信者番号チェック。こういうことを絶対やらなきゃいけないと言ってるんですが、14.5%がやってないんですね。こういうところの遠隔から入ってこられる可能性があります。これをちょっと、もうあまりにもですね、あぜんとしてしまうんですけども、こういうことからですね、これはちょっと、最後どうもマクロのお話をさせてもらいますけども、基本的にたぶん国はですね、住基ネットをちゃんと運用するにはこういうような仕掛けを作りなさい。運用管理体制をちゃんとしなさいということをご指導されてるわけです。通達1枚で指導されてるわけです。それに対して各公共団体はですね、必死にやってるんですけども、しかし、なかなか現実には追いついてない。そうするとですね、それやらない市町村が悪いのか、あるいはできないことを要求してる国が悪いのか、こういう議論になるわけです。少なくとも、国がこれだけやりなさいと言ったんだったら、それができる、やりなさいと言ったってことは、そこまでやらないとネットワークの安全性は保てませんよ。従って、皆さんやりましょうよと言ったわけです。ところが実際には実態としてはそこまでついていけない。今日の別紙の資料でもまだ検討中というところがいくつもありますね。やりたいことは山々なんだけどお金が掛かってしまうと。本当にそこまで必要なのかと言ってるわけですが、国はやりなさいと言ってるわけです。じゃあ、そこのところでどうしましょうかというときに、やれないものを今のまま放置してもいいんですかっていうのが我々の考え方ですね。同じことで、たぶん国はここまでやれば、たぶん運用管理上の問題はある程度それなりのセキュリティレベルを確保できるんで、ある程度安全になるから、従って住基ネットの運用というものはそれなりに安全なんだと。たぶんそういうふうに言うんだと思います。現場の運用を全然無視してシステムだけ完ぺきにして、安全だ、安全だと言ったって意味はないわけですから、ということは、基本的にこの運用レベルまでのいわゆる水準を保った上で初めて安全ということになるわけです。じゃあ、それぞれの首長さんがですね、自分たちの村は、あるいは町は安全なんだ、国は安全なんだからいいんだとおっしゃってるんですけど、その

前に実態をちゃんと見て、ここで国がですね、これだけ調査をした内容に関して自分たちは何点ですかと。いわゆるその中で要因とコストと、それを、今も、今日の指摘もそうでしたね。お金がないから何とかしなきゃいけないんだけど、ちょっと大変だとかいうのありました。結局、お金が掛かるんです。住基ネットを運用すれば相当お金が掛かる。今も掛かってますが、今後さらに運用管理をちゃんとするにはよりお金が掛かるんです。そのお金と財政的な予算の中で、さあ自分どこはどうするかという議論をした上で、それぞれの首長さんは判断をすべき。今、我々はその材料を出したと。我々の調査も出した。国の調査も出した。じゃあ今度自分のところで各市町村さんがですね、のところはお金がどのくらいあるんですか。それに対して、指定されたものに対して、セキュリティレベルうちのところはようになってんですかということ吟味をして、首長さんが個人で判断されるのではなくて、担当者の意見も聞いて判断をして、うちの町の中の庁内のセキュリティはどこまであるんだということ把握をされた上で意思決定をしてもらいたいというふうに思います。

ちょっと、全体のお話を申し上げましたが、申し上げたかったのはですね、国が安全だって言ってるのは、こういう運用基準、セキュリティを確保した上で初めて安全なところが出てくる。ところが現実的にはこういうレベルになってない。さあ、そこでどうしましょうかということが問題だろうと思います。以上です。

不破会長：

はい、どうもありがとうございました。

国としても、恐らくこういう調査をされたということはいろいろと心配もしておられるし、現場の様子をつかみたいとされているんだと思います。私どもは長野県内ですけども、各委員が足を使っていろいろと回ったりしているんなデータも持っておりますので、そういう意味でも、ぜひ国と私どもとできちっと話し合いをして、市町村の体制というものをお互いに認識をしたいと思っておりますけども、その点については議題の1になりますので。

それではこの報告につきまして、先ほどの松林さんの報告も含めて各委員からご意見をいただきたいと思うんですけども、じゃあまず運営されてる中澤委員さんいかがでしょうか。

中澤委員：

松林課長さんの報告については、初めてという言い方はおかしいんですけど、やっとならから何か出てきたかなって感じがあります。それでですね、佐藤さんのほうの話についてはですね、佐藤さんのおっしゃることはよくわかるんですけども、ただ私がいつも申し上げてるとおり、この調査自体は既設ネットワークの調査ってなってますよね。そうしますとですね、このことで住基ネットから切り離すって話と、この情報を守るって話は少し別問題じゃないかなって感じがするんですよ。要は住基ネットから切り離すって話があることは、それはそれでいいとしても、こういう状態におかれてるっていうのは既設ネットワークそのものがおかれてるっていうことは何ら変わらないわけですよ。だからそのことが一番問題じゃないですかってことを私は言ってるわけなんですよ。既設ネットワークの中に、インターネットに接続された状況があって、しかも既設ネットワークの中には住基ネットに入っているような4情報ばかりでない、もっとたくさんの非常にプライバシーにかかわる情報がいっぱい入っている。そのことが放置されたままになるということは、住基ネットから離脱しても何ら変わらないわけですよ。長野県民の情報ってどこで住基ネットから離脱することによって守れるってというような状況に変わるわけでは何でもないわけなんです。ただ市町村のそう

いう危険な状況を暴いて、とりあえず住基ネットから離脱しなさいよっていうのでは、何かちょっとおかしいんじゃないのかな。こういうことがわかった以上は、やっぱりきちっと手当すべきだっという話をすべきじゃないのかなっていうことを私は申し上げたい、そういうことであります。

不破会長：

はい。じゃあ次にセキュリティの専門ということで吉田委員いかがでしょうか。

吉田委員：

はい、資料につきましてはですね、非常に結果として興味を持って見ております。中でもですね「分離予定なし」、22番、23番ですね。これにつきましては、ぜひとも足を運んでですね、状況を把握し、分離予定がないというところに対してですね、まずもってはお話し合いをしてですね、状況の確認をしたいなというふうに思っています。それで必要があればどういうところの脆弱があるのかということのチェックもですね、ぜひともさせていただきたいなというふうに思っております。それから国のほうの資料につきましては、先ほど中澤委員のほうからありましたように、私も住基だけの問題ではないというふうには考えておりますけれども、簡単に言えばですね、一生懸命やっているところと一生懸命できないところ、まあいろんな事情でできないところの格差っていうのはもうはっきりしたんだというふうに認識しているので、きちんとやっているところがどういうふういきちんとやっているのかという情報もですね、国のほうはぜひとも公開をしていただいて、十分できないところに対してですね、予算的な問題っていうのはどうしてもついてくるんですけども、それ以外でできるのがあるのかないのかですね、はっきりさせていくべきじゃあないかと思っております。以上です。

不破会長：

はい、ありがとうございました。清水委員いかがでしょうか。

清水委員：

総務省がこういう項目を挙げたという、挙げてチェックをしたことの意味っていうのは、やはり今ごろという気はしますけれども、このこと自体は非常に意味があることだと思います。こういうことを隠さないで公表をしてですね、国民的な議論の材料にして構わないという姿勢は非常にいいことだと思います。問題は、ですから情報公開をしたんだからこれで終わりということではなくて、現場でそれぞれの各自治体で実情を見直して、このまま2次稼働に入ってしまった方がいいのかどうかということを改めて見直す必要があるということを、この資料は改めて示して示してはないかなという気はしますね。中澤さんがおっしゃったことは、まさに、前回もおっしゃってることですけども、住基ネットの問題だけじゃないだろうっていうのはまさにそうで、言ってみれば、車の上の練習場に行かないでですね、突然一般道走っていいのかっていうふうになると、遊園地の中でゴーカートに乗ってるのと一般道路走るの、まったく意味が違ふと。ゴーカートに乗ってる時は多少ミスがあっても、ちょっとぶつかったらねで済むけれども、そういう状況ではない分野に足を踏み入れてるにもかかわらず、そういったことについての認識が実際に十分採られていない。その認識を持つようになるってことは、同時にそれに対応するだけの手間暇、お金を掛けてきちんとやるのが住民に対する責任だろうと思うんですね。そうするとやはり、国がどう言ったから、県がどう言ったからということではなくて、やはり出発点としては、これは全国の自治体が参加する住基ネットシステムなわけですから、またその既存システムというのは、

またその前提となるシステムで、そこはきちんと管理されていないものが住基に関してだけは完璧になされるってことは人間の行動としてあり得ないことだと考えるのが常識でありまして、やはり個々の自治体が自分の自治体の責任としてきちんと見直しをすることが、中澤さんには誤解されていないと思うんですけれども、我々離脱と言ってるのは、永遠にさよなら住基ネットからしようと言ってるのではなくて、本当に今客観的にかなり問題がたくさんあるようなので、ちょっと踏みとどまって考えたほうがいいと。スタートするのであればこの総務省の調査によれば、みんなが100点満点になるような、そういう状況でやればいいんじゃないですかと。ただ、そういったことについて費用の面だとか、そういった管理責任者がいるのかどうかとか、実際的な問題はありますけれども、やはり一般民間が任意で行うことではなくて、行政機関が全国民を巻き込んでやる仕組みですから、そういったきっちりした責任は必要じゃないかと思います。

不破会長：

はい、ありがとうございます。櫻井さんいかがでしょうか。

櫻井委員：

大きなポイントとしては2つあるというふうに思います。1つはこの審議会、というよりはここにいらっしゃるマスコミの皆さん方の問題であるというふうに思うんですけれども、私はこの長野県の審議会で実態調査をいたしまして情報を発表いたしました。その後さまざまな新聞、それからテレビの報道をできる限り見ましたけれども、問題の所在をはっきりときちんと伝えたところがあまりにも少ないということを感じております。それは何かというと、離脱かどうかということだけに焦点を当てていてですね、長野県下だけでも当初は27、今日の報告で実際にはそれから4引かなければならないということがわかりましたけれども、それにしましても、2けたの自治体ですね、インターネットにつながっているということの危機の本質というものを伝えるのがマスコミの役割なんですね。そこが十分に伝わっていないために、長野県下の市町村の首長さんたちがですね、離脱は反対とかですね、離脱しないように混乱するとかですね、審議会の一員として、これは審議会を代表しての言葉ではございませんから私一人の言葉ですけれども、審議会から見ればですね、的外れの反応をしている方々があまりにも多い。責任はその首長さんご自身が自分で自分のところの実態を調べないということと、もう1つは、メディアがきちんと伝えないということに私はあると思います。

今、佐藤さんの紹介ですと、総務省の調査がここで一応ご説明いただきました。この総務省が行った調査そのものは、清水委員がおっしゃったようにですね、非常に私は意義のあるものだと思います。あの総務省にしてはなかなかやるじゃないかと、少しは褒めてやろうじゃないかという気にもなりますけれども、その実態をですね、ここで今学んだ方々はやっぱりきちんと報告するのがメディアの役割だということを自覚していただきたいと思うんです。私たちの国でいろんな問題が解決できない、その責任の一端というのは、伝える側にもあるんじゃないかというふうに私は常々感じておりましたけれども、この件を1つの明確な具体例として、やはりそうなんだということを強調したいというふうに思います。ですからお伝えになるときは、表面的に離脱だとかですね、離脱じゃないとかですね、田中だとか反田中だとかですね、審議会は最初から結論ありきではないかというふうなことではなくて、この国の私たちのためにどういう仕組みが一番いいのかということ、私たちが税金を使ってコンピュータネットワークを作るのであるならば、21世紀のコンピュータ社会に備えるのであるならば、一体どういう仕組みが一番いいのかということをおもひも真剣に取材をしてですね、伝えていただきたいというの

が第1でございます。

第2の点はですね、これは中澤さんがおっしゃったことに関わるんですけども、確かに私たちはこの既設のネットワークに関して、これがインターネットにつながってるという実態を見て、やはり驚くわけですね。このようなことも、この本人確認情報の審議会のレポートがなければ表に出てきたかどうかちょっとわからないような気がするんです。誰もあまり気が付かなかった点ではないかというふうに思うんですね。確かにこれは非常に大きい問題で、長野県だけではなくて日本全体で考えなければならぬ点だと思います。その点においては、中澤さんは極めて正しいんですけども、では、その実態を住基ネットと切り離すことによって問題が解決するのかという問い方は私はおかしいというふうに思うんですね。このインターネットに接続しています、そしてなおかつ住基ネットに入りましたということは、長野県の1つの自治体がインターネット経由でアタックされて情報を取られた場合、それは長野県その自治体だけの被害にとどまるわけですね。しかし、住基ネットのコンピュータネットワークに入ってしまうと、長野県の1つの自治体がアタックされたと同時に、それはその自治体の被害でありながら、その自治体は今度は加害者の側に立つわけですね。そこを経由して日本人全体の、全員の情報が取られるという事態につながりかねないからですね。ですから、私は確かにこの既設のネットワークの問題点はとても重要だと思いますから、これはこの審議会の調査及び報告を通して新たに浮上してきた新しい問題なのであり、長野県だけが論議をするのではなくて日本全体で論議すべきことだということを言うと同時に、こんな状態で住基ネットにつなげてはいけないんじゃないですかという問題提起をさらに強くしなければならないと思うんですね。ですから、私は中澤さんの問題提起、基本的段階として認めますけれども、だから、これを住基ネットで一時的に離脱することで問題解決にはならないということは受け入れ難いというふうに感じます。以上です。

不破会長：

はい、どうもありがとうございました。

市町村のインターネット接続の問題につきましてはまとめさせていただくと、まず安全性の問題について我々としても早期により深く検証をしていく。ファイアウォールがあることによって安全性が確保できるかどうか、まだ7つの市町村がそのことについて迷っておられるということですので、そのことについてより早期の検証がこの委員会としても必要だと思います。また市町村のインターネット問題については、委員としても現地に出向いて、吉田さんのお話にありましたけども、この解決には協力をさせていただきたいというふうに考えております。また、櫻井さんの話にありましたけども、インターネット問題というものを市町村の首長がまだあまりよく理解されていないところがあると。マスコミの問題というのが少しありましたけども、私どもといたしましても、今後より多くの説明会を各地で開かせていただきながら、市町村の首長さんのご理解を得ていきたいというふうに考えております。また、中澤委員さんご指摘の既設のネットワークとインターネットとの問題については、これはもちろん今後議論をより深めていく必要があると私も認識しておりますので、またそちらのほうの審議もよろしく願います。

それでは知事のほうから一言、ございますでしょうか。もう次、進めてよろしいですか。

田中知事：

いいえ、どうぞ続けてください。

不破会長：

それでは、まだご意見もあろうかと思いますが時間の都合もございますので、次の審議事項1に移らせていただきます。第1次報告を受けて県の対応についてということですが、市町村との意見交換会の実施や総務省の住基ネット調査委員会との公開討論会も含めて説明をお願いいたします。

岡部住基ネット対応チームリーダー：

はい、私のほうから説明申し上げます。市町村課住基ネット対応チームのチームリーダーの岡部英則と申します。よろしくお願いをいたします。

お配りの資料1の、すいませんが2ページを最初にご覧をいただきたいと思います。下のほうに「住民基本台帳ネットワークシステム対応チームの概要」ということで、委員さんにはたぶん今日初めて正式にご報告ということでありますので若干説明をさせていただきます。設置の目的としましては、住基ネットに対する長野県の本人確認情報保護審議会の第1次報告について、審議会委員の方たちが行う市町村及び県民に対する説明等の総合調整を図るということで設置をいたしました。チームのメンバーはですね、市町村課が7名、経営戦略局が1名、情報政策課が7名ということで、横断的に15名で構成をしております。所管業務につきましては、市町村長や市町村担当職員との意見交換会の開催、市町村が開催する住基ネットにかかわる住民集会等への開催の支援ということと、今委員長さんのほうから話がありました、公開討論会等の開催、住基ネットの仕組みやサービスの概要などのわかりやすい広報の実施ということで、6月の10日設置をいたしております。このようなかたちで組織横断的に皆さまのほうの活動を支えていきたいということでありますので、いろいろとご指導のほうよろしくお願いしたいと思います。

すいませんが、戻っていただきまして、第1次報告を受けての今後の対応についてということにつきましてご説明を申し上げます。第1次報告の5と結論につきましてご覧のとおりであります。(3)(4)(5)について重点的に進めていくということで、対応チームで進めていくということでございます。委員の方々に対する説明会の状況ということで、町村会評議員会での説明、長野県議会会派への説明、住基ネット緊急学習会と、これは阿智で開催をさせていただきました。住基ネットに関するシンポジウムの開催ということで6月15日、下諏訪で皆さんのご参加をいただきまして、盛大に開催することができました。あと長野県弁護士会への説明ということで6月21日、弁護士会のほうへ行っていくということであります。今後の対応といたしましては、県民に対する説明会ということで、できれば市町村からの要請を考慮いたしまして地方事務所単位、県内10カ所で今後行っていきたいと。諏訪地方事務所は6月15日に開催をしておりますので、残る9カ所で、委員の方たち2名から3名の参加によりまして、第1次報告の説明会を行っていきたいというふうに考えております。続きまして市町村長・担当職員の意見交換というところでございます。これにつきましては県内数カ所で平日、市町村長及び担当職員の方にお集まりをいただきまして、委員の方からご説明をいただきたいということで計画をしていきたいというふうに考えております。(3)といたしまして、市町村長との意見交換、委員から17市の市町村長に対する意見交換ということですが、これにつきましては早急に実現するよう市長会のほうへ働き掛けいきたいというふうに考えております。町村会につきましては6月3日に評議員会でご説明をいただいております。続きまして、公開討論会ということでございますが、これにつきましては6月11日と6月19日、事務ベースで総務省の市町村課長さんと打ち合わせをさせていただいております。その中で、3点ほどうちのほうで総務省のほうへですね、申し上げている点ですけれども、第1点としましては、技術面に限ることなく制度面・法律面の検討も含めてトータルに議論をしてほしいというこ

とが第1点であります。第2点としましては、トータルな議論であるということでありますので、委員を2名に限定することなく、県から審議会の委員の方たち全員を参加させて、法律面・制度面の委員も加わって議論を進めていきたいということで2点目、お願いをしてあります。3点目につきましては、長野で市町村長さんとか担当者、県民に公開するようなかたちで、マスコミだけが入るということではなくて、全体的な公開ということでお願いをしたいと。3点につきましては、現在、総務省と検討を詰めているということであります。続きまして、その他といたしまして、2ページですけれども、表現者の皆さんに対する説明会ということで、6月27日の金曜日、1時半から県庁の議会棟で開催をしたいということで進めております。それと県のホームページ等にわかりやすい広報を実施するというようなことで、住基ネットシステムのサービスの概要、また第1次報告の概要、住基ネットQ&Aというようなこともですね、早急に、特に住基ネットQ&Aにつきましては早急にホームページのほうへ掲載をしていきたいというふうに考えております。3につきましては、今、申し上げましたような当面のスケジュールというものを表にしたところでございます。これにつきましてはご覧をいただきたいと思っております。私のほうからの説明は以上です。

不破会長：

はい、あと県のほうからほかに説明していただくことはございますでしょうか。

岡部住基ネット対応チームリーダー：

すいません。もうちょっと、一言ですけれども。(4)のところで公開討論会(仮称)ということになっておりますけれども、「仮称」につきましてはちょっと消していただくということでお願いをしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

不破会長：

はい、最初のときにも申し上げましたけれども、各委員におかれましては、前回の報告以来、あちこちでいろいろな説明会等をご出席いただきましてありがとうございます。特に阿智村でやりました公民館主催の緊急学習会、それから下諏訪で行いました県・下諏訪町主催のシンポジウム、非常に多くの方が来られまして、特に質問がたくさん出ました。阿智村では40以上、下諏訪では120以上の質問が出まして、後で清水委員から少し愚痴を言われましてけれども、私とその都度口を滑らしてすべての質問にきちっと答えてホームページで載せますよというふうに約束をしております。これにつきましては(5)にあります住基ネットQ&Aの一部にもなるかと思っておりますので、各委員におかれましては、できれば今日、明日中に阿智村分だけでもすべて回答を終えてしまいたいと思っておりますので、どうかご協力のほうよろしくお願ひいたします。下諏訪の分につきましても、私と佐藤委員がいくつか答えさせていただきましたけれども、あとちょっと今日朝、私のほうで強制的に各委員に割り振りを決めましたので、後でメールで送らせていただきます。ご回答のほう、よろしくお願ひいたします。

全体を通して、特に総務省さんとの意見交換会も含めて各委員のご意見をいただきたいんですけども、私のほうからは先ほど県の方が申し上げられたとおり、トータルな議論を、何かあるものに限定してこれだけしかやらないということではなく、ぜひトータルな議論をさせていただきたいし、そのためには出席できる委員は皆さん出席できるようなものがないかと。それからマスコミ以外の方もご希望があれば自由に聞けるところで、またそういう方からのご質問もぜひ受けれる、私ども阿智村や下諏訪でやったときにも質問から我々が逆に得るものが非常に多くありましたので、ぜひそういうものをお願い

したいというふうに思っております。では、吉田委員さんから。

吉田委員：

そうですね、いろんなところに行かせていただきまして、温泉にも入ったりできました。非常に末端の現場の方々の悩みだとか、それから現場のネットワークの状況だとかってということがですね、改めて深く理解できることができたと思っております。それから質問の内容、会長からありましたように、本当に質問されてくる内容を見ることによって学ぶことですね。どういうところに問題があるのかっていうのが非常によくわかったと思っております。ぜひともまた今後ですね、こういうかたちが繰り返すことができるのであればやっていきたいなと思います。あとはですね、公開討論会、ぜひ早い段階で実現できるといいなというふうに思っております。先程来お話ありますように、皆さん参加ですね、できるだけオープンなかたちで十分議論ができることを望んでおります。以上です。

不破会長：

はい、中澤委員さんも、よろしくお願ひいたします。

中澤委員：

最初に学習会のQ & Aですか、その対応なんですけれども、あれ見てますとね、質問の方々っていうのはいろんな角度からいろんな質問をしています。そういう中では、いわゆる審議会のこの中間報告に対する質問的なものもありますけれども、当然制度に対する質問もあるでしょうし、一般的な状況に対する、例えば何ていうんですか、そういう、現在本人確認情報が...、下諏訪のだとね、どのくらいどこへ提供されているのか、わかったら教えてくれみたいな質問もあるわけですね。そういう中ではですね、これ回答も、もう少し、この事業主体者は県でありますのでね、県も一緒に入って、県が答えるべきところは県が答えていただくってようなことも考えていいんじゃないのかなって感じはいたしております。

それからですね、ちょっといくつかまとめてお伺ひいたしたいと思っておりますけれども、まず住基ネット対応チームについて、先ほど事務局のほうからご説明がありました。その中で、これはいわゆる今回の中間報告の3と4に対応するっていうようなことを主体としてできるということでいいわけでしょうか。そうしますと、いわゆる従来から市町村を指導してきたその担当は変わらないっていうふうに考えてよろしいでしょうかっていうのが1点であります。それから、あとその中でですね、このたぶんチームで検討されて今後の対応っていうのがいくつか出てきてるんだと思いますが、この県民に対する説明会あるいは市町村長・担当者との意見交換会等の中で審議会委員から説明っていくつも出ておるんですけども、その基本的スタンスとしてみますと、これは審議会ですので、審議会が中間報告をしたと。それに対して県はどのようなスタンスでっていうか、どう解釈して、どう対応するかっていうのは、これは県の問題だと思っております。そういう中では、県民に対する説明会も市町村への説明会も、いわゆる県として、この報告を受けて県としてどう対応するかっていうことを説明する説明会なのか、それとも単純に審議会委員が説明しろってことは、この報告内容そのものを説明する、そういう説明会なんでしょうか。そこらへんをちょっと明らかにしていただきたいと思っております。以上です。

不破会長：

はい、まず質問について県が答えられるところは一緒にご協力をいただきたいと思っておりますので、よろ

しくお願いいたします。それから中澤さんのご質問の中で、対応チームと従来市町村を指導してきた、住基ネットを指導してこられたところとの関係についてはいかがでしょうか。

岡部住基ネット対応チームリーダー：

はい。あくまでも、これは第1次報告の(3)(4)を重点的に進めてくということで組織横断的に作ったチームということをご理解をいただきたいと思います。従来どおり、住基ネットにつきましては市町村課のほうが担当ということで進めていきたいと思っております。

不破会長：

それからもう1点、中澤さんの最後の質問ですけども、県としてこの報告を受けて、県として市町村への説明をされるご予定というのはいかがでしょうか。

岡部住基ネット対応チームリーダー：

私のほうのチームの管轄としましては、委員さんたちが報告をいただきました第1次報告を速やかに県民及び市町村の職員の方、首長さんたちに対する説明をしていくということで受け止めております。その後につきましては、また知事のほうから話があるんでしょうか。ということで、私のほうとすれば第1次報告を速やかにということでありますので、委員さんたちと一緒にですね、報告を進めていくということをご理解をいただきたいと思います。

不破会長：

はい、知事のほうでこのことについてご発言はありますでしょうか。

田中知事：

いや、どうぞ皆さん....、

不破会長：

じゃあ全員の意見が終わった段階で総括して説明いただければと思いますけども。じゃあ清水委員、いかがでしょうか。

清水委員：

資料1で対応チームは(3)(4)(5)で動くということなんですが、(5)については何も書かれていないような気がするんですが、この関連ですね。このあたりはどんなふうなことを考えているのかどうかをまず質問、聞きたいんですが。

岡部住基ネット対応チームリーダー：

チームのほうはまだそこまでちょっと議論深めていないということなんですけども、他の都道府県に対しても、とともに国に対してもということでありますので、国に対しては公開の討論会の中でそういうことができるのかなということを考えております。あと、他の都道府県に対しても、公開討論会を開く中でいろいろな問題点が出てくると思いますので、その中で連携を図っていくということが必要なのかなということ考えております。

清水委員：

そうだとすると、他の都道府県に対しては具体的には何もやらないってことになりはしないかなという気がするんですね。佐藤さんが先ほど説明してくれたこの総務省の資料からしても、長野県だけの問題じゃないってのはかなりはっきりしているだけに、ほかの都道府県がどれほど問題意識を持っているのかというところがですね、すごく大事だと思うんですね。長野県だけがいくら問題を深めていてもですね、よそは「ああ、あそこはどうせ総務省と長野県で話すればいいことだよ」というふうになってしまうのは違うのではないかと。たまたま長野県だけが今回詳しく調べて問題提起をして、総務省のほうも全国的な調査をしてくれてるってところの対応関係で対話が成り立ちますけども、ほかの都道府県について言うと、その前提さえできていないという状況なんじゃないかと思うんですね。そうすると、やはり長野県と同等程度の問題意識をほかの都道府県に持ってもらわないと困るわけで、その部分について我々委員でできることは協力しなきゃいけないかとも思いますけれども、ほかの都道府県への働き掛けというか、問題意識を共有化するっていうこともですね、考えなければいけないのではないかなという気がしています。

不破会長：

あと、総務省との公開討論会についてのご意見はいかがですか。

清水委員：

ここについてはですね、確か国のほうは11人が12人でしたっけ。12人ですか。人数的にはこちらは6人なんで負けますけど、うちのほうが現場もよく知ってるし、それぞれが自由に意見を言えたほうがですね、いいのかなと。ですから人数が多くなって短時間で済まないというのであれば4時間、5時間とか、間に休憩を入れてもやって、もう1,000人でも2,000人でもいくらでも多くの人が見られて、質問も我々が阿智村や下諏訪町でやったように会場から匿名でいくらでも質問を出して、それについて重要なものはどんどん答えていくっていうふうにやったほうが効率的でいいんじゃないかなというふうに思います。別に我々は横の、この人とこの人、例えば伊藤穰一さんがいいとかですね、そういう指定の仕方はしないので、向こうの方は全員が出ていただいてもいいかと思うんですね。問題意識を共有化できれば、この問題って決して私は国の委員の方々と我々6人が対立するって問題じゃないと思うんですよ。問題意識を共有化して、どうするかってところを考える場にすればいいんじゃないかというふうに思うので、ぜひ人数制限ですとか、テーマ制限ですとか、マスコミしかとか、マスコミしか入れないっていうの意味がよくわからないんですけども、全面的に公開ということをぜひ実現していただきたいと思います。

不破会長：

はい。では佐藤委員いかがでしょうか。

佐藤委員：

阿智と下諏訪でやったんですけども、先ほど吉田さんが話されたとおり、非常にこの集会っていうのは意味がありまして、我々は恐らくここ1年間、県内でこの住基ネットに対してちゃんと意見をそれぞれが言って議論をするという場を今まで作らずに、いつの間にか去年の夏に始まって、いつの間にか2

次稼働になるという状況だったと思います。そういう中で、阿智村でいろいろ回答をいただきましたけれども、やはり聞いて、いわゆる何が問題だっていうことがよくわかったと。恐らく役場の担当者も来られていたんだと思いますけれども、自分が個人で考えているだけではなくて、やはりそういう問題がほかのところでも同じ問題としてあるんだということを感じて帰られた職員の方もいらっしゃるわけでありまして、できればこの2町村で行ったものを、本来なら120市町村でやればですね、基本的に県民は自らの問題としてこの問題を考えるようになる。そうして、何が便利なのか、それからその代わりどういうリスクがあるのか、お金はどのくらい掛かるのか、私は住基カードを使って何をやりたいのかっていうことを県民が自分の問題としてとらえてですね、そこからその地域で議会なりがどっちにするか、首長さんはどっちにするか、それを集約して知事が最終判断をする。こういうのが本来の民主主義のあり方だと思うわけです。そういう手順を今まで踏んでこなかった。ですから非常にこれはたまたま住基ネットの問題ですけども、地方自治とかですね、自分たちの問題をこれからどうやっていこうかという、そういういわゆる政治のあり方を問う問題でもあることかと思えます。この審議会は政治の問題を議論する場ではありませんが、この我々の手法を通してですね、そういう県民が自らのいわゆる県あるいは町をどういうふうにつくっていくかというですね、いわゆる問題意識を持ってくれる機会になるだろうと。非常にこれは文系の人でも理系の人でもですね、誰もが参加できる問題で、誰もが自分の問題としてとらえられる問題です。従って、そういう意味でですね、さすが長野県と言われる以外にですね、議論をし尽くして、そしてあるべき方向を出していく。これが恐らく田中知事の長野モデルになるんだろうと思いますけれども、そういう機会をですね、我々は積極的にあちこちで開催されれば喜んでそこに参加をしていくと。我々の意見を一方的に言うだけではなくて、恐らく郭(くるわ)からもいろいろ出るでしょう。それを通してですね、より問題が深まっていくということ。とにかく議論をすると。意見交換をする。決まったからいいんだという発想ではなくて、首長さんはですね、7割の人が反対なんだそうですね。離脱に反対だと。理由はですね、混乱するからというのが理由でしたね。大きな理由になりました。何が混乱するんですか。職員の方が混乱するんですか。それから住民説明に対して今まで言っていたことと違うことを言うんで、住民の方から反対されることが混乱なんですか。あるいは議会で蒸し返されることによって、うちはどうなってるんだということいろいろ言われることが混乱なんですかと。その一時的な混乱と、これから住基ネットを運用することに伴う個人の情報管理という非常に根本的な問題、このあり方と比べた場合に、一時的な混乱というものをですね、前面に出して、あるいはこれだけお金を掛けたんだから、もうそれを捨てるのもったいないという意見もありましたけども、まだこれからそれ以上のお金が掛かるんです。そういう混乱の問題だとかコストの問題っていうのを、一つ一つもう少し何が問題になるのか、どのくらいお金が掛かるのか、どれだけメリットが出てくるのか、あるいは将来IT国家になるためにはそれに向けてちゃんとした基盤を作らなきゃいけない。こう誰もが認める話なんです。陸の孤島でいいなんて我々は一言も言ってないんです。いかにして安全性の高い、そして住民にとってメリットがあるネットワークを使って、電子政府、電子国家をつくるかと。そのために今ちゃんと足場を固めましょうと。ちゃんとした将来に向けて、いわゆるいびつな形のネットワークではない、あるいは住民が本当に使えるかたちのネットワーク、電子政府、電子サービスはどうあるべきかということを議論して、そこから方向性を出していくのに、今は混乱するからそのことを取り上げない、議論をしないというのは、たぶん現実回避をしているんだと思います。逃避をしているんだと思います。そういう議論をですね、長野県内でやりたいんです。我々は技術屋ですから、技術屋は技術屋の視点で申し上げます。法律家の先生は法律の面で意見を言っていただければいい。そういういろんな人たちがですね、議論を交わすことによって、ある一つのですね、流れが出てくるんだろうと。

そういうことに、その流れが出てきて、そしてその結果として長野県はどう判断するかという、そういう手続きを踏むべきであって、今からですね、もう決まったことだからいいよというような乱暴な、何ていうかな、決断はなるべくならしてほしくないというのが希望です。以上。

不破会長：

はい。ありがとうございます。最後に櫻井委員お願いします。

櫻井委員：

また2つございます。1つはですね、この総務省のホームページに載っている資料から先程来佐藤さんが詳しく説明して下さった結果ですね、非常に怖い実態があるということがわかったわけですが、例えば質問の4.5.1でインターネットへの接続などはですね、12.1%がつながっていると答えてるわけで、13.2がたぶんつながっているんだらうと思うんですね。これ全部を合わせても100にはならないんですよ。だから、その12.1%というのが必ずしも全体のつながってる数ではないというふうに思います。それから4.2.1にしましても、既設のネットワークとコミュニケーションサーバが物理的に分離してないというところ10%になってますけども、回答していないところもかなりあるわけで、そのへんをもう少し詳しく問い合わせると同時に、県としてぜひ市町村課長さんにもしていただきたいんですけども、どの県に何件ぐらいの自治体が例えばインターネットにつながっているのかとかですね、このそれぞれの項目の県ごとの内訳をぜひあなたに調べて本省から取っていただきたいんですね。それはどこそこの町ですとか村ですという固有名詞はまったく必要ありません。ただ、県ごとの内訳をいただきたい。それをもってですね、それはどなたの名前で出すのかわかりませんが、長野県のほうで出すのか、私たちのほうで出すのかわかりませんが、各県の知事ですね、総務省の調査でこういうことがわかりましたと。あなたのところは13市町村がインターネットにつながってるってということが総務省の調査で明らかにされましたとか、いえ、あなたのところは34市町村ですとか、いろんな数があると思うんです。ぜひ県民の情報の安全性を保つために、ひいては日本国民の情報を保つために実態調査をしていただけるとありがたいですねとまで言うかどうかは別にしてですね、各知事さんにお知らせをする、ある意味で責任があるんじゃないかと思うんです。というのは、全国の県の中で、何といってもここまで詳しく調査をしたのは長野県だけなわけですから、その分、長野県の職員の皆さんも私たちも、問題をほかの県の方よりは実感として感じていると思うんですね。その実感として感じている、問題をより鋭く把握している立場の人間は、そのことから受け止める危機をみんなに伝える責任があると思いますので、ぜひ県としてどういうかたちになるかわかりませんが、知事さん、各県の知事さんへの報告という意味で検討をしていただきたいと思います。もう1つは、総務省との公開討論でございますけれども、これはぜひ技術者だけなんていうことではなくてですね、国民はほとんど技術者じゃないんですよ。その技術者じゃない国民が自分たちの情報をこの住基ネットに委ねようという、委ねなければならないというところに置かれているわけですから、さまざまなほかの面からも、経済的な面からも、それから法的な面からも、民主主義という面からも、個人がどうあるべきかという面からもですね、本当に全体的な議論をしなければならぬと思いますので、ぜひ2人や3人というのではなくて全員を参加させていただきたいのと、言ってみると、長野というのは山が美しく温泉もあり、食べ物もおいしいようでございますから、それこそ時間が長引けば、そこで泊まって議論をしてもよろしいかなというふうに思っておりますので、2時間とか3時間とか4時間と、5時間というんでなくてですね、もう本当にとことんわかるころまでお互いに議論をしましょうということ

をぜひ申し上げていただきたいんですね。なぜならば、国の審議会の方たちも、ある一定の考え方で凝り固まっているはずはないんですね。国の審議会の方々もどういうふうにしたら良い仕組みを作ることができるかという問題意識を持っていらっしゃるわけですから、それは共通の基盤を持ってですね、そこからお互いにあくまでも建設的な意見を出し合える場にしていきたいというふうに思っております。

不破会長：

はい。じゃあまず市町村課長さんのほうで、今、櫻井さんの最初の質問についていかがでしょうか。

西泉市町村課長：

いただけるものなのかどうかわかりませんが、総務省のほうとですね、話をさせていただきたいと思えます。

不破会長：

よろしく願いいたします。あと全体を通して、知事にまず報告を受けて県としての対応全般について。日程的な問題はいかがですか。

西泉市町村課長：

ちょっとお話ししてみないとわかりませんが、なるべく早く話をさせていただきます。

不破会長：

では1週間っていうところですね、一応今どういうふうに話をしている、誰にどういうふうに話をしている、どういうふうな返事待ちだとか、どこで今調査が止まっているとか、そういうことをご報告いただけますか。

西泉市町村課長：

はい、わかりました。

不破会長：

よろしく願いいたします。

佐藤委員：

冒頭、国の説明、資料説明もしましたが、その中で改めて都道府県を通じて市町村に対して技術指導を行うとかですね、実態報告を受けて管理運営の徹底を図る予定というのが国の方針であるんですが、この内容について、もうどういう技術指導をしたのか、それからそれを、このアンケートをまとめた後、2次稼働までにどういう管理運営の徹底を図ろうとされているのか。もう少し具体的なものですね、総務省のほうから出るようでしたら、それをお願いしたいんですけど。

西泉市町村課長：

じゃあそれも併せて、ということで。

不破会長：

はい、よろしくお願いいたします。

それでは知事をお願いしたいんですけども、この報告を受けてまず県としての対応全般についてと、また総務省との討論会については、知事が総務大臣との中で約束を取り付けてこられたということもありますので、それも含めてお話しをお願いいたします。

田中知事：

はい。今、皆さんから出た意見はとてもそれぞれ大事なことで、あるいは櫻井さんが2回目にご発言の前の1回目の意見もとても大事な問題だと思います。私たちはこうした中で、今までご存じのように、市町村課と情報政策課と双方がこれを担当するというような形できましたので、先ほどあいさつ方々ご報告をさせていただきました岡部英則が市町村課のまちづくり支援室長を務めておりますが、これはとりわけ小さな町村やあるいは長野県120のそれぞれ、政令都市に比べれば小さな市町村でございますので、こうした中で岡部が全体の統括責任者になりまして、その下に市町村課と情報政策課、そして経営戦略局というのが私の直属のいろいろ仕事をする部署としてございますので、この経営戦略局からも政策秘書が入りましてチームを作っております。このようなタスクフォース型のかたちを採ることでですね、今お話しがありましたように、昨日も「サンデープロジェクト」という番組に出たんでございますけども、三位一体の改革の話をしたんでございますが、長野県は例えば具体的にもう50近い補助金をこれは廃止しようというような提言を出しまして、総論では全国の都道府県知事もですね、改革派とおっしゃる方は補助金の削減は当然とおっしゃるんですが、各論になりますと、それぞれどうも背後に控える団体が多く、支持政党等はあるようでございまして、長野県がこのような提言をいたしましても、これは産経新聞が書いてくれたんですけども、ほとんど反応がないと。とにかく税源移譲だけしてくれという大合唱になってるわけございまして、これだとなかなか国の理解は得られないといふことなんですけども、ぜひその意味では、今回の皆さまの提言というのめかなりマスメディアを通じてですね、櫻井さんからご指摘があったように、断片的ではあるにせよ伝えられてるわけございまして、他の都道府県知事からはこの件に関しましては、神奈川県松沢知事からはご連絡があり、松沢知事も大変にこの問題に関心もお持ちのようございまして、都道府県知事レベルではそのほかからはとりたててお話しがございませぬので、全国向けの告知ということ、これは皆さまからも報告の中で5番目に要請されてたことございまして、よりきちんと行いたい、このように思っております。そのためにここに記したように、県民に対する説明会と、あと担当者との意見交換だけでなく、これはぜひ市町村長とのですね、意見交換という形で、これ県内数カ所で設けさせていただこうという具合になっております。先ほどのまさに混乱とはどの部分を混乱と指すのかという意見が佐藤委員からございましたけども、その意味でも市町村長との意見交換と。同時に、市長会との意見交換ということに関しては、いったんはお受けをいただいたわけございまして、その後時間的な都合があられるというようなことございまして、時間的な都合だけで、あるいは聞くまでもないということだと、これは最も基本的な民主主義を否定する問答無用になってしまいますので、この点に関してもきちんと申し上げるところであります。

その意味では、私たちは今後「広報ながのけん」等も使ってですね、県民にもより広く伝えると。さらにテレビの番組も持っております。今年からは、いわゆるプライムタイムの時間、ゴールデンタイムよりも視聴率の高い時間帯にも4分程度の番組を持っておりますので、こうした中でもですね、きちんと伝えられるようにしてまいりたいというふうに思っております。またその時には、とりわけ短い時間

ですので、私どものほうで絵コンテ等を書いた後にですね、櫻井委員をはじめとして皆さまは非常にプレゼンテーションにはたけていらっしゃると思いますので、その点もご示唆をいただいてですね、より県民にわかりやすいかたちでの告知を図りたいと、このように思っております。「広報ながのけん」というのは、長野県内の日刊新聞にですね、長野県は20紙も地域紙がありますので、20紙はあれですが、全国紙及び地元の主たる新聞に1面広告をしておりますので、この中でも7月にはきちんと行いたいというふうに思っております。

討論会に関しましてでございますが、昨日も「サンデープロジェクト」のところで田原総一郎さんも番組等でもというようなお話もありましたが、ただ、これは基本的にはやはり私は総務大臣と、総務大臣自らがぜひ公開の場でじゃあ意見交換会をやろうというふうにおっしゃられたわけでございますので、この間、総務大臣は財務大臣に対して、やはり大臣というものは小細工はいかんと。男はさっぱりぴりっとしなくちゃいかんというような苦言を呈されておりましたので、これは男女共同参画の時代にまたご批判を浴びるかもしれませんけども、男に二言はないというお考えであろうと思っておりますので、これはぜひ皆さんの委員とですね、また国の側の委員とがですね、広くご参集なさり、また多くの、これ実際に住基ネットというのは大変にこれは便利なシステムなわけでございますから、わずか1,000円を払うだけでカードを持てば、全国どこでも住民票が取れるという、大変にIT時代にふさわしい、全国どこでも、いつでもというのは24時間稼働をすればそうでございますが、長野県は「いつでも、どこでも、誰もが」ということはIT時代における長野県の1つのキャッチフレーズになっておりますから、私はこの点でもきちんと討論会をですね、総務省の側をお願いを、お願いというか、お約束なさったことですので早期に実現したいと思っております。この点に関しましては、過日、情報政策課長の松林が総務省のほうに行きましてですね、井上市町村課長と話をしておりますので、少し松林のほうからその時の報告をお願い申し上げます。

松林情報政策課長：

今、知事のほうから説明がありました総務省との、井上市町村課長とのやりとり、これについてちょっと簡単に経緯をご説明させていただきます。そもそも第1回の、先ほど言いました、6月11日に行ったわけですが、その段階では本当に10分程度で終わったようでございます。その時は、私はちなみに出席しておりませんでした。第2回目、これが6月19日に行ったわけですが、実はその前段で、6月18日の朝刊、朝日新聞でございますけれども、ここで総務省から一方的にですね、技術論に限った議論にする、それから人数は2名に限定する、それから3番目としまして、公開をする討論の場は総務省の会議室でマスコミに対してのみ公開すると。この3つの条件をですね、一方的にこれは朝日新聞のほうに情報提供をされたかどうかわかりませんが、こういう情報が流れたわけです。これはちょっと長野県としては甘受できないということで、翌日、宮尾総務部長それから岡部室長、それから私と3人で行きまして、延々と1時間半、いろいろこの3点につきましてバトルトークをやってまいりました。一番はやはり技術論に絞る、その理由がやはり合理性がないということでございまして、先程来、委員さんから出ているような、これは住基ネット全体のトータルの問題ではないかと、そういうことをこちらのほうは主張をいたしました。それに対して井上市町村課長は冷静な議論をするために技術論に絞るんだと、こういうことをおっしゃってました。いかなるものが冷静な議論なのかは、ちょっとそれは延々と議論をしましたけれども、それは平行線でございます。それから2名に絞るということにつきましては、12人もいるのに何で2名しか出ないんですかという質問もいたしましたところ、いやあ、それはうちのほうの都合で2名なんだと。しからばそちらは2名でいいんだけど、こっちは6人いるん

だから全員で2対6でもいいんじゃないですかと、こういう質問もしたところ、いや、議論というものは冷静な議論をするためにはやはり同数でないと冷静な議論ができないと。その冷静な議論たるものがいまいちはっきりしなかったっていうのは私の感想でございます。それから3番目としまして、マスコミのみに公開すれば、それは公開したことになるという主張でございますけれども、これは一番関心あるのは、当然のことながら首長であり住民であると。そういう中で、マスコミというのはあくまで間接的にはそれは情報として伝えられるかもしれないけれども、生の情報、それから先ほど言いました質問、こういったものはまさに住民がそこに参加してこそ公開ということが言えるのではなからうかと、こういう主張をしましたけれども、いや、それはマスコミを通じて全国に発信することができるんだから、総務省内の暗い会議室とまでは言いませんでしたけれども、会議室内で足りると、このようにおっしゃってました。全体として感じた点はですね、やはり総務大臣が余計なことをしゃべってくれたから、これは事務方としてはやらざるを得ないんだというのがどうも本音のように見え隠れしましたので、これはそこをそれ以上突いてもですね、やはり事務方をいじめてはいけないということで、平行線をたどったまま一応留保を採ってやめるというかたちで、その日は終わりました。以上でございます。

田中知事：

今、松林のほうからご説明を申し上げましたが、私たちはいずれにしても、先ほどの片山大臣のご発言というのは、先月、番組を三位の一体改革に関してですね、収録なさったときに、財務大臣に対して往生際の悪いことを言っただけで、男はさっぱりぴりっとなければいかんというご発言をなさってますので、それを踏まえて申し上げたわけですし、私が総務大臣室でお目に掛かったときにはですね、広く市民と公開の場でと。この住基ネットの問題に関してきちんと皆が安心できるようにですね、そのことを証明したいというようなご発言であったと思いますので、これは全国の首長の方々も、やはり2次稼働が予定されてる8月25日をですね、ぜひ後顧の憂いなく迎えたいと、こういうお気持ちであろうと思いますから、私としてはその後顧の憂いなくですね、8月25日というのを迎えられるようですね、まさに安全の確保という問題に関してですね、これが証明できるようなかたち。また、現時点において多く懸念が指摘されてる問題に関して、県民にわかりやすく伝えたいと、あるいは首長の方にもきちんとお伝えをしてご理解をいただくと。状況認識に関してですね。そうした状況認識を共有することによって、よりこの問題に関してですね、議論が深まるのではないかと、このように思っております。先ほど申し上げたような告知活動等に関してはですね、全国の都道府県知事にもう既に資料は送っておりますけれども、改めてわかりやすくご説明をしたいと思っておりますし、先ほどの新聞やテレビといったかたちにおけるですね、告知に努めたいと思っておりますので、またこの点も大変皆さまにお忙しい中、時間をちょうだいするかと思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

不破会長：

はい、ありがとうございます。

それでは総務省との公開討論会につきましては、もう一度各委員にお諮りしたいと思いますけれども、討論会のあり方としては、まず何か1つの議論だけに絞るということではなくて、できるだけトータルな議論をしていきたいと思っております。まず基本的には総務省との公開討論会、私どもも早期に開いていただきたいという気持ちであるということと、トータルな議論をしていきたい。そのためには委員を何名というふうな限定をするかたちではなくて、出席可能な委員は皆さん出れるような形で行わせていただきたい。またマスコミ以外の方にも関心のある方、皆さんに公開をするかたちで、また会場からも

質問が受けられるような形での討論会というものを望んでいるということで、この点は各委員、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

田中知事：

下諏訪と阿智でのご質問というのは大変多い数でございますので、もし会長のほうのご判断で、同様の質問であるという場合にはまとめていただいて、ただ阿智で何人、下諏訪で何人同様の質問だったというような形でそれは結構でございますので。

不破会長：

はい。どうもご配慮ありがとうございます。できるだけでも多くの質問には答えていきたいと思しますので、先ほども申し上げました各委員に振り分けましたので、どうかよろしく願いいたします。それでは議題の1番については以上でよろしいでしょうか。

中澤委員：

先ほど私のご質問を申し上げた、県民に対する説明会とかの、スタンスっていうのは、そうしますとあれなんですか、この中間報告を説明する会なんですか、それとも県の対応を説明する会なんですか。

不破会長：

広報やテレビでも伝えていきたいということのその内容の話でしょうか。

中澤委員：

そうです。中身的に、いわゆる中間報告そのものを説明する説明会なのか、これを受けて県としての対応を説明する説明会なのかっていうへんをお聞きしたいということです。

田中知事：

現在、県としては皆さまの報告書の中の3項と4項というところに関してですね、市民あるいは首長と、そしてまた今申し上げましたように、5番目の他の都道府県というところへの皆さまからの報告の告知とですね、説明と、周知徹底ということを行ってるわけでございますから、そうした中において説明会も開いてきておりますし、「広報ながのけん」やテレビにおいてもですね、やはり皆さん、一般市民が的確な情報、インターネット接続がその後数が変わったというようなところも含めてですね、きちんとお伝えをするということだろうと思っておりますが。県の方針というようなものは、これは私が申し上げてるように、委員会の皆さま、あるいは多くの市民、あるいは担当者、首長といった方々の考え方というものを勘案をしていくわけです。ただ考え方を勘案する際に、考え方が共通の認識の上で立っているということが大事であるというふうに思っております。

清水委員：

たぶんですね、今まで国と県でこういうふうによれというふうに言ってきたことに対してですね、我々が報告書を出した以降ですね、県はどういうふうにするつもりなのかっていうのがわかりにくいと

というのが、たぶん市町村としてあるのでっていうことなんでしょうかね。

中澤委員：

先ほど住基ネット対応チームがこの3番、4番に対応する、そういうことでやりますと。従来どおり、市町村の市民課なり住民課というところに対する住基ネットの推進を指導するのは市町村課ですというようなお話がありました。そうすると、今日も来てるかもしれないんですけども、要は協議会なりなんなりで決まったようなことを推進する側からは、長野県市町村課長名でこういうことをやってくれ、ああいうことをやってくれるという通知が来てるわけですよ。一方で、じゃあ審議会としてはというものをやる時に、一致した方向では今のとこないわけですよ。とすると、県からこういうことをやれては来てるんだけど、片方ではやっぱり8月25日がどうなるのかわからない。そういう中でやっぱり先ほど何が混乱するかっておっしゃられたんですけども、確実にちょっと戸惑いがあることは事実です。それからもう1点ついでに申し上げておきますけれども…。

清水委員：

すいません。今のことだけちょっとつながりがなくなっちゃうんで。

これは私は実務的によくあることだと思うんですけども、問題を認識しながら、でもやっぱり仕事としてはやっていかなければいけないっていうことは往々にしてあって、特にセキュリティの問題となったときには、進めてはいるんだけども、これそのまま続けるとまずいっていうときには、その片方では進めることを、その情報はどんどんため込みそれに対応できるようなことをしておきながら、もう片方では必要になったら止めるっていうことをせざるを得ないというのが実際的な対応の仕方だと思うんですよ。ですから県として従来どおり情報提供をしてくる、順調に進めていくとすればこういうことをやってくださいっていうのが出るのは当たり前で、しかもう片方で、ああいった問題、こういった問題はあるので、各市町村で考えなければいけないんですよっていう問題提起をするのは全然おかしいことではないのではないかと考えてるんです。今回の報告書についていうと、これは県が発信したものでなくて、我々が発信したもので、報告書ではこういうことを言ってますということですよ、県の審議会なもんですから、県の責任において広報していくっていうこともやらざるを得ない。これは別に長野県に限ったことではなくて、本当はほかの都道府県でも問題状況を把握してるのであれば、片方でこういうことを進めてもらいますと言いながら、でもこういう問題もあるので市町村長もちゃんと対応を考えてくださいねっていうのはあり得ると思うんですよ。そのどっちかにしてくれていう話ではないと思うんですけども、究極にはこれは法律上、住民基本台帳法の36条2の適正管理義務を第一義的に負っているのは市町村長なわけですから、これを従来のマニュアルどおりのまんまうちちゃんとやってるからこのままでいいんだっていうふうに考えるのか、もう片方で、いってみれば、危機情報が入ってきてるときに、うちだけ大丈夫と言っていい問題かどうなのかっていうことも含めて、ネットワーク全体に問題があるのであれば、うちだけの問題としては大丈夫だけでも、これはいろんな問題が巻き込まれそうだと思うと、そこで市町村長が決断をするということは、通常の危機管理の問題としてあり得ることなんではないかと思うんですが。

中澤委員：

いわばね、この報告なりなんなりを受けるかたちの中で、いずれにしる、最終的には事業主体の県なりあるいは今おっしゃられたように市町村、そういったところが判断をすべき問題だと思うんですよ。

その中で今回の説明会をするにあたって、少なくとも8月25日ってというような期日が迫ってるような中で、しかも国との見解が違ってらる中で、県は真ん中の立場にあって、審議会と国との話し合いだけを仲介しましょうっていうんじゃないで、やっぱり事業主体者なんですから、少なくとも、県としてはある程度こういう考え方のもとってというようなことは少し出してきていただいたほうがいいんじゃないのかなと、私は思うんですけどね。

清水委員：

神奈川県はまたちょっと違うんですけども、長野県を見るとですね、国と県と市町村というヒエラルキーがものすごくはっきりしてるようなところではないかなという気がするんですね。ですから、国がこう言ってるからこうやるっていう、独自に自分たちでセキュリティの問題、法解釈だってきちんと責任を持って市町村はやらなければいけないのに、国がどういうふうに言うか、あるいは県がどう言うかわからないからっていうのでは、責任を持って法解釈もできなければ、セキュリティの管理もできないではないですか。ですから、県が言ってほしいといふうにいった場合に、じゃあ県につくか、国につくかっていう問題になりますよね。何かそういうふう聞こえるんですけども、そういう問題ではないと思うんですよ。県は県のレベルで責任持って対応しなきゃいけないし、市町村は市町村で、県が何と言おうと、国が何と言おうが、自分のとこの住民を守るために責任を負うんじゃないですか。県に言われたとおりやったんだからおれは責任がないとか、そういう問題では私はないと思いますよ、法律的には。

中澤委員：

今の時点で私が言ってるのはそういうことじゃないです。審議会はこういう報告をしました。それに対してその説明会を開催します。このことまではいいとしてみても、その中で、じゃあこの審議会のこの報告を受けて県としての咀嚼があっていいわけじゃないですか。

不破会長：

ただ、恐らくその咀嚼は県だけが勝手に咀嚼するのではなくて、各市町村とこれから意見交換もしながら、その中で判断をしていくということだと思っんですけども。私としては、早く県と市町村が意見交換をしていく。市町村の意見を聞いていくっていう段階に、まさにこれが対応チームの3と4の部分になるかと思っんですけども、入っていくべきだとは思っております。県だけが勝手に密室で考えて結論を出してもらいたくはなくてですね、市町村ともよく話をした上で結論を出す。知事もよくそういうふうにおっしゃっているわけですけども。だから、相手のある話ですから、今すぐ県にだけ早く結論を出せっていうのは少し酷な気もするんですけども。ただ市町村としては、やっぱり早く相談をしたがっているんですかね。

清水委員：

それとですね、結論ではなくてね、恐らくニュアンスとしても、県がどういうことを考えてるっていうのはわかったときに先読みをしたりなんかをしてですね、そういうことで決めるのはまずいと思うんですよ。だから、もちろん県としても、言ってみれば、固まってきた段階のものがあればね、それはその都度やっぱり公表していくべきだとは思っますよ。しかし、とにかく何かどっちにするのか結論早くしてくれみたいなものだとすれば、県は県の責任で対応しなければいけないし、市町村は市町村の責任でやらなきゃいけないんですから、県が言ったから、国が言ったからって、そちらに責任転嫁できるも

のではなくて、基本的には市町村が法的責任を負わなければならない問題なんだから、その部分が大事だと思うんですよ。県が今の段階あるいは1週間後の段階で、このレベルは県としては言えるよねっていうことが出てくるのであれば、それは言っても構わないと思いますけども、そう言うことがかえって市町村が自由に考えたり、意見を言ったりすることについて妨げになるような状況があるとすれば、というか私は長野県にはあるんじゃないかと思ってますけども、そういうことはすべきじゃないと思います。というのは、我々調査したのも、どこの自治体に調査をしたかっていうことも教えない。アンケート結果についても県に直接上げなかったというのは、そのあたりを配慮したからなわけですよ。今現在それは解決してるとは思わないんですよ。まだ自由な発言ができてるといふふうには実感はできていないですよ。過去の資料の中でも、県の意向を聞いてみたいようなことが出てきますけども、これはまだ自分たちの決断で決めなければならぬということがよくわかっていない部分が、私はこの短い文章ですけども、そんな感じを受けるわけですよ。でも、やはり市町村長にきちんと判断してもらうために、県はどのようなタイミングでどれだけのことを言っているのかということも配慮してあげないと、県が言ったからこう言った、国がああ言ったからこうやるとかですね、そういうふうになってしまうので、非常にまずいなというふうに思ってます。

櫻井委員：

中澤さんも、私たちも、一番最初の審議会のことを忘れてはいけないという気がするんですね。あの時に、私たちは市町村課長に、長野県下の市町村からこの住基ネットの関連について何か問題を訴えてきませんでしたかと聞きましたですよ。何か問題ありませんでしたかと言ったら、あの時の市町村課長さんは何と言ったか、私たちはっきり覚えてるはずですよ。何にも問題はありませんと言ったんですよ。本当に、何にも問題はありませんとおっしゃった。私たちはそれまでのいろんな調査から、何にも問題がないということはある程度あり得ないと、もう直感でわかったものですから、では私たちがアンケート調査をいたしますと。県には介入してほしいということであの一連の調査が始まったわけですよ。そこから実態が見えてきました。去年はですから、長野県の市町村課を中心にですね、強引にこの住基ネットシステムというものをスタートさせたわけですから、私たちはこれがどうなるかというのを決めるのは、上から押し付けるのではなくて、総務省の代弁者として県がするのではなくて、やっぱり市町村のレベルで、首長さんとその地域の住民と一緒に問題を考えて決めてほしい。そうしないと1年前の長野県と同じことを私たちはしてしまうことにもなりかねないわけですから、だから私はやっぱり、首長さんによく実態を知っていただきたいと思うんですね。それが一番大事だと思うんです。現場の職員の方はもう知っていますね。これは私たちの調査からもわかってきましたね。現場の職員の方は実態を知っている。知らないのは大半の住民と首長さんなんですよ。住民のほうはむしろ今は、もしかして何かおかしいことになってるのかもしれないという問題意識は持ち始めたと思うんですね。断固知りたくない、目をつぶりたい、県がこう言ってる、総務省がこう言ってるという方は、どこに一番固まっているかという、たぶん首長さんじゃないかという気がしてならないんです。それは清水委員もおっしゃったように、長野県ってかなり縦軸が強い県だというふうに私も感じますので、だから私たち委員会の1つの大事にしたいコンセプトはやっぱり民主主義だというふうに思うんですね。少なくとも私はそのように感じてます。やっぱり民主主義的なプロセスをきちんと踏んで、この住基ネットをどうするかというのをみんなで決めましょうと。その決めた結果については、もうそれはおのおのが責任を取ることではしょうがないわけですから、だから私も今の段階です、県がどのようなふうにするつもりかというのを、むしろ言わせるのはよくない方向に行くというふうに思います。それよりもまず住民の

皆さん方と首長さんに、とにかく実態を知っていただくということが一番大事だと思うんですね。

中澤委員：

これは県の審議会ですので、県にとにかくものを申し上げたわけですよ。これをどう受け止めるかっていうのは、あくまで県だと私は思っております。それで、そのスタンスによって、例えばこの答申どおりに、報告どおりにいろいろものを進めたいということであるのであれば、審議会の人たちが説明しても構わないんでしょうけれども、これまだどうなるかわからないという状態であるとするならば、やっぱり県の職員の人たちがきちっと説明したほうが私はいいと思います。もしくはそうでないとするならば、審議会だけの説明じゃなくて、当然国とかそういった人たちはこの報告とまったく違う見解を持ってるわけですので、それを両論説明するかたちの立場の人も入れた形での説明会にしていったほうが私はいいと思います。

不破会長：

私としましては、よく市町村から言われるせりふに、国の言うことをちゃんと聞いて、また県の言うことをちゃんと聞いてやってきたのに、何を今さら怒られるんだという言い方がありまして、今後そういうことにならないようにしたい。つまり、その姿の中にですね、自治事務であるとか、市町村長が望んでやったネットっていうのは、ちょっと懸け離れたものが見えてきてしまうんですね。だから、そういうことがないようにもしたいというのが報告書の3番と4番にあるようなこの願いの1つでもあると思っているんですね。県に一方的に、今、結論を出せと私は言いたくはなくて、ただ、この報告書に沿って3番と4番をきちっとやっていって、その中で県としてのご意見も、知事としての判断も形成されていく。ただ、それがいつまでもだらだらと続いていくのでは2次稼働を控えて各市町村もお悩みであろうから、それは急いでいただくにしても、まずは市町村とよく話し合いを持っていただいた上で意見形成を、市町村と一緒にしていただきたいというのが私の願いなんですけども。

田中知事：

先般の市長会には皆さまが呼ばれなかった、というかお約束をしていたんですが、その市長会の席に、これ複数のメディアの方々もお聞きになってたんですが、国の言うことはちゃんと黙って県は従えばいいんだというご発言が市長からあったんだそうございまして、他方で県の言うことは黙って従うというようなことは上下の関係なのでよろしくないというふうに、市長の方々も、大変に県と市町村は対等の関係だというふうに意識改革ができてきてる、喜ばしい状況がございまして。ですからこれは、国も総務省もことあるごとに自治というものを、市町村や都道府県の自治を守るのが総務省の役目であるというふうにおっしゃってきてるわけございまして、ぜひ今後私たちはですね、国と県、あるいは県と市町村が縦の関係じゃなくて横の関係だということをきちんとご理解いただくためにもですね、県の審議会から報告を受けた内容というものをきちんと横の関係でお伝えできるようにしたいと思っておりますし、国に対しても同様でございまして、こうした中で、先ほども申し上げましたように基本認識と、状況判断をする場合のですね、状況の認識というものを共有化した上でですね、さらに意見をいただくということであろうと思っております。

不破会長：

はい。まだご意見もあろうかと思いますが時間の都合もございまして、急いで3番のほうに移らせ

ていただきます。まず、住基カード関連の経費調査結果につきまして、市町村課長さんから、ちょっと手短かに申し訳ありませんけどもお願いします。

西泉市町村課長：

はい、資料3をお願いいたします。「住民基本台帳カード関係経費等実態調査結果について」でございます。後ろに各市町村別の個表がついておりますが、1枚目の概要に従いましてご説明させていただきます。

まずこの調査ですけれども、6月10日時点で調査を行ったものでございます。結果の概要でございますが、住基カードの予算措置状況でございます。3月議会に提出したところは61団体、それから6月議会が51団体、それから6月補正、これを見送ったところが10団体というところでございます。また、住基カードの発行予定数でございますが、これは予算上の数値でございます。各団体によってばらつきがあるところではございますが、県全体でトータルしたところ2万8,500枚と、長野県人口の1.3%に当たる数でございます。また、住基カードの交付手数料条例の制定状況でございますが、3月議会で制定したものが1団体、6月議会に提出するものが105団体、6月議会の提出を見送ったものが14団体というところでございます。また(4)住基カードの交付手数料でございますが、ほとんどが500円という料金設定をしておりますけれども、上伊那10市町村は300円に統一しております。また、住基カードの発行方法でございますが、人口3万人以下の市町村は(財)地方自治情報センターにカードの交付の委託ができることになっておるわけでございますが、120のうち100団体が発行を委託する予定で、そのうち上伊那の7町村は上伊那情報センターに委託するという予定でございます。また最後、住基カードの利用条例の制定状況でございますが、上伊那10市町村が6月議会に利用条例を提出、ほか1市が平成16年度からのサービス開始を計画中でございます。また、独自利用のサービス内容につきましては、自動交付機による住民票の写し及び印鑑登録証明書の発行サービス等でございます。また、現時点で住基カードの独自利用を考えていない団体は80、未定としている団体は29でございます。簡単ですが以上でございます。

不破会長：

はい、ありがとうございます。私としては住基カードの発行予定数が人口比で1.3%にとどまっているということと、それから住基カードの独自利用を80団体が考えておられないということが実態かなというふうに思いましたけども。上伊那がかなり進んでるようにも思うんですが、中澤さんのほうで補足されることはありますでしょうか。

中澤委員：

私どものところは、いずれにしろ、自動交付機っていうのは3年くらい前から予定はしておったんですが、このカードができるまで待ってたっていう、そういう関係の中で少し...

不破会長：

そういう意味では前から準備が進んでいたと。

中澤委員：

そういうことですね。

不破会長：

そうですね。わかりました。この点についてあとご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。あと続いて、次第にも記載がございませんし、ちょっと時間もないんですけども、長野県の個人情報保護条例の改正につきましての経過報告を文書学事課からよろしく願いいたします。あと、清水さんのほうからも追加の資料がございます。

久保田文書学事課長：

文書学事課長の久保田篤でございます。

今、お話のございました県の個人情報の保護条例の改正でございますが、知事の条例改正の方針を受けまして、前回の審議会についても具体的に準備を進めたいと、こういうふうにお話をしたところでございます。私どもといたしましては、国の法律が成立したり、あるいはこの審議会の中でも問題点の指摘というのをいただいておりますので、こういうものを受けまして検討を進めたいと思っております。現在の県の個人情報の保護条例におきましては個人情報の保護審査会っていう、やっぱり条例で審査会がございまして、現在5名の委員さんが具体的な問題を審査していただいたり、あるいは仕事としては県への建議といたしますか、そういうものも仕事の内容としてお願いしてるわけでございます。これから具体的には知事と相談した上で検討を進めたいと思っておりますけども、現在の審査会の委員を中心にしまして、条例改正のための新たな検討組織を立ち上げたいというふうに現時点では考えております。もう一つ、検討に際しましては、この本人確認情報審議会も個人情報の保護ということで審議をしていただいておりますので、この審議会からもご意見をいただいたり、あるいは県民の皆さんからもご意見をいただくという中で検討を進めてまいりたいと思っております。また、条例の改正の検討状況につきましては随時この審議会のほうにも報告をしてきたいというふうに考えてるところでございます。国のほうの法律が2年以内の施行ってこともございまして、そういうものと県の条例の足並みをそろえるということがございますので、できるだけ早く検討に入りたいと思っておりますけども、これにつきましては情報収集をしながら人的体制等を考えて、これから具体的には情報収集と体制の整備を検討して、できるだけ早くやっていきたいと、こんなふうに考えてるところでございます。以上でございます。

不破会長：

はい、これにつきましては清水委員のほうから補足、ございますでしょうか。

清水委員：

もう時間がないので、ごく簡単に。長野県個人情報保護条例の検討という簡単なメモを作るつもりが、結局は7ページになってしまったんですが、細かいことまでは書き込んでないんですが、少なくともこの部分は考えておいたほうがどうでしょうか。できれば法律よりももうちょっといいものを長野県の条例として作りたいというふうに思ってますので、ぜひ参考にしてください。以上です。

不破会長：

はい。ただ今の説明につきまして、あと委員のほうからのご意見等、ございますでしょうか。

では、まだご意見もあろうかと思っておりますが、時間の都合もございまして、本日の議論はここまでにいたしたいと思っております。本日もたくさんの課題等が出てまいりました。これにつきましては、また私ど

ものほうでまとめさせていただいて、次回の議題というものを決定いたしたいと思っております。また、それまでの間に報告会、市町村との報告会であるとか、総務省さんとの討論会であるとか、そういうこともあろうかと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。それから、事務局のほうにもいくつか調べていただきたい点等ございましたので、そちらのほうもよろしく願いいたします。

その他として何かご意見ございますでしょうか。いいですか。

はい。では次回なんですけども、次回はやはりいろいろな事態が切迫もしておりますので7月中に開きたいと思っておりますけども、その日程は後でまた調整をさせていただきます。

では、本日は活発なご議論ありがとうございました。事務局のほうに返します。

事務局：

どうもありがとうございました。以上をもちまして、第7回長野県本人確認情報保護審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

不破会長：

どうもありがとうございました。